

地方財政審議会付議（説明）案件

平成 31 年 3 月 27 日（水）

（案件名）

- ・ 自動車重量譲与税法施行規則及び地方揮発油譲与税法施行規則の改正について（決裁案件）

自治税務局自動車税制企画室

課長補佐 西村高則

（内 2 4 7 2 9）

【根拠条文】

○ 自動車重量譲与税法（昭和 46 年法律第 90 号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第 6 条の 2 総務大臣は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 条の 2 第 2 項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方揮発油譲与税法（昭和 30 年法律第 113 号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第 7 条の 2 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

二 第 2 条第 1 項、第 4 項、第 6 項（第 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 8 項、第 3 条第 1 項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

自動車重量譲与税法施行規則の改正について

1 趣旨

自動車重量譲与税法の改正に伴い、同法第2条の2第2項の総務省令を改めるに際し、地方財政審議会の意見を聴くもの。

2 主な内容

自動車重量譲与税法の改正によって、都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準として自家用の乗用車の台数を用いることとし、当該自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の4月1日現在において行うものとする。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

地方揮発油譲与税法施行規則の改正について

1 趣旨

地方揮発油譲与税法の改正に伴い、同法第2条第8項の総務省令を改めるに際し、地方財政審議会の意見を聴くもの。

2 主な内容

地方揮発油譲与税法の改正によって、都道府県に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準として自家用の乗用車の台数を用いることとし、当該自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の4月1日現在において行うものとする。

3 施行期日

平成46年4月1日から施行する。

総務省令第 号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第 号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月 日

総務大臣 石田 真敏

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十七を第一条の十九とする。

第一条の十六（見出しを含む。）中「第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項」を「第三十

第五十五号の五様式 (別添④) 挿入

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(自家用の乗用車の台数の算定)

第三条の二 法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並

総務省令第 号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第 号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月 日

総務大臣 石田 真敏

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十条の二十」を「第十条の二十一」に改める。

第一条の九の五を第一条の九の七とし、第一条の九の四を第一条の九の六とし、第一条の九の三の次に次の二条を加える。

「 9 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

に改める。

別記歳入予算に係る節の区分の表款の区分の欄中「田舎田取付税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

(地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正)

第三条 地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(自家用の乗用車の台数の算定)

第六条の二 法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

附 則